

# 日本フードシステム学会会則

第1条 本会を日本フードシステム学会と名づける。

第2条 本会は農漁業生産と、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業等食品産業全般ならびに食料消費にかかわるフードシステム関連領域一般に関する理論、及びその応用について研究し、もって学術・文化の発展ならびにわが国や世界の食料問題の解決に寄与することを目的とする。その目的を達成するため、本会は社会科学を中核に食品工学、食品学、栄養学、食文化論等との学際的な研究と、食品産業界、食品行政当局、学者研究者との間で官産学共同の研究を推進する。  
なお、研究活動を行うにあたっては各種の研究倫理に対するガイドライン等を遵守することとし、必要に応じて正副会長を含む倫理委員会を会長が招集する。（下線追加）

第3条 本会はその目的を達するためにつぎの事業を行なう。

1. 学会誌『フードシステム研究』を編集し、刊行する。
2. 随時、論文集、パンフレット類を刊行する。
3. 年1回以上大会を開き会員の研究発表及び討論を行なう。
4. 必要に応じ随時、研究会または講演会を催す。
5. 会員情報(研究テーマ等を含む)を提供する。
6. 国内外の関連学会と協力して、国際交流を進める。
7. 学術の発展に寄与したものを表彰する。
8. 食品産業界ならびに食品行政当局等からの研究を受託する。
9. その他本会の目的を達成するための必要な事業を行なう。

第4条 必要に応じて地域支部および部会を設置し、別に定める規程に従って活動を展開する。

第5条 本会の事業年度は当該年総会日に始まり翌年総会日の前日に終わる。ただし会計年度は4月1日より3月末日までとする。

第6条 本会の会員は次に掲げるものとし、それぞれ別に定める会費を納める。

1. 正会員フードシステム研究に関心をもち、本会の目的に賛同し入会した個人。
2. 学生会員正会員のうち、大学院・学部在学中の学生。
3. シニア会員65歳以上、入会10年以上で、会計規則による会費を納入した個人。

4. 名誉会員本会に特に功績があった会員，または本会の目的とするフードシステム研究に特に顕著な業績を挙げられた学識経験者であって，総会で推薦されたもの。
5. 賛助会員本会の事業を賛助するため入会した個人または団体。
6. 購読会員，図書館等で学会誌『フードシステム研究』だけの購入を希望するもの。なお，新たに入会しようとする者は会員の紹介により理事会に申出てその承認を受けることを必要とする。

第7条 本会会員は会員情報の提供を受け，大会研究会並びに講演会に出席し，本学会発行の『フードシステム研究』および図書については特に便宜をうける。

第8条 本会に会長，副会長4名，ならびに理事，監事，顧問，幹事，各々若干名を置く。理事及び監事は総会において選任する。なお，必要に応じて会長指名の理事を若干名を置くことができるものとし，その選任は次の総会の承認を受けるものとする。会長，副会長は理事会において互選する。役員任期は2カ年とし再選を妨げない。

第9条 会長は会務を総理し，本会を代表する。副会長は会長を補佐し，会長に事故がある時はこれを代理する。

第10条 総会は毎年1回開催し，会務報告、決算報告、監査報告、事業計画、予算、その他重要事項を審議・議決する。会長および理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。総会は会長が招集し、議長となる。

第11条 理事会は会長の召集によって毎年1回以上開催し，会務を審議する。

第12条 理事会は常任理事若干名を互選し，企画，編集，学際研究，産官学交流，地区研究会，会計，総務(事務局)等の事務を担当させる。

第13条 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は，議長の決するところとする。理事会、常任理事会の議決は、出席議決権者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところとする。

第14条 監事は本会の会計はじめ会務全般を監査する。また，幹事は会長が指名し，正副会長ほか常任理事の会務を補佐する。

第15条 学会誌『フードシステム研究』の編集のため編集委員若干名よりなる編集委員会を置く。なお，編集委員の任命については総会での承認が必要である。

第16条 本会は所在地を(〒252-0880) 神奈川県藤沢市亀井野1866 日本大学生物資源科学

部食品ビジネス学科内に置き，事務を行う。なお，学会事務の一部を(株)アトラスに委託することができる。

第17条 本会会則は総会の決議によって変更するものとする。

付則 本会則は1994年5月21日から施行する。

1997年6月14日改正 2005年6月18日改正

1999年6月19日改正 2010年6月12日改正

2000年6月17日改正 2011年6月18日改正

2001年6月16日改正 2013年6月15日改正

2002年6月15日改正 2021年6月26日改正

2025年6月21日改正